

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761

携帯電話 090-3961-8578

E-mail toukai@oona-mieko.info

東海第二発電所の施工不良なぜ起きたか？ 責任はどこにある？

【6月議会一般質問から】

村は、昨年9月20日に、鉄筋カゴの高止まり及び南基礎と北基礎の鉄筋の損傷とコンクリートの未充填に関して事業者から説明を聞いたとのこと。これらの工事不良は、安全協定上の案件ではないとはいえ、取水口の破壊につながりかねない重大な事態であり、住民はもとより行政も「何も知らされない」で良いはずはありません。



(1) 昨年9月20日以降、事業者の説明や現地確認などの動きはあったのか。

【部長】 「鉄筋の損傷やコンクリートの未充填の調査結果」や「事案を踏まえた補強対策」などの説明、原子力規制委員会へ申請した「設計及び工事計画認可申請書の一部補正」に係る説明を受けるとともに、原子力安全協定に基づく「平常時立ち入り調査」や“東海第二発電所に係る連絡会”(6市村)において、担当職員による立入調査を実施した。

(2) 今回の施工不良はなぜ起きたのか、その原因について事業者の説明は聞いているのか。

【部長】 ヒアリングと現地確認を通じて事業者から推定として聞き取っており、「鉄筋の損傷」及び「鉄筋カゴの高止まり」については、先行して設置されていた鉄筋カゴに、土砂を取り除くためのハンマーグラブという器具が接触したことで鉄筋が変形し、その変形箇所から後から設置した鉄筋カゴが干渉したことによるものと聞いている。また、「コンクリートの未充填」については、掘削機の荷重や周辺のコンクリート打設圧などで、掘削された口(ろ)の字型の溝へ土砂が、はらみ出したために発生したものと聞いているが、溝が掘削された状態で時間が経過したことも要因と考えられるとのこと。

(3) 工事不良確認から半年後の公表になったことについて、また設計変更を申請したが、変更すれば適正工事となるのか、これらについてどう認識するか。

【部長】 本件が原子力安全協定上の報告対象の事案ではなく、事業者が自らの公表基準に基づき公表の有無や時期を判断したものと認識しているが、住民の安心・安全の観点から申せば、今後は、より丁寧な対応をお願いしたいと考えている。また、工事が適正なものになるかという点については、鉄筋損傷やコンクリート未充填が確認された箇所は、防潮堤鋼製防護壁の基礎部の一部、型枠のような役割も果たしており、今後、その中に鉄筋とコンクリートを充填して基礎部を完成させていくものだが、その際に、鉄筋を補強することで、従来の設計よりも耐震・耐津波の安全裕度が向上すると聞いている。

(4) 6市村首長懇は今年5月27日、現地視察を行ったが、直接不具合状況を見て、工事不良は安全協定に関わらず報告・公表が必要な重大な事態だったと、感ずることはなかったか。

【村長】 部長が答弁したとおり、原子力安全協定対象外の事案は、事業者の判断で公表しているものと認識しているが、これまでの状況を踏まえれば、丁寧な対応が必要だったものと考えている。一方で、先日の首長懇談会では、事業者から「公表の在り方については、今回の件を十分に踏まえる必要がある」との話があったので、今後、住民目線で公表基準の見直しを図られるものと認識している。

(5) 今回不良が起きたのは施工者の力量不足によるのか、それとも原電の設計・工事計画に問題があったのか、それとも原電が工期にこだわり急がせたためなのか。

【部長】 今回確認された事象は、複数の要因が重なり発生したものと認識しているが、その責任の所在がどこにあるのかまでは聞き取っていない。また、設備の健全性については、事業者による「使用前事業者検査」や原子力規制委員会による「使用前確認」を踏まえて確認されていくものと認識している。

(ウラハ続きます)

東海第二原発を動かそうとする資格は、もはや無いのではないか

(6) 公表が遅れた要因の 1 つは、それぞれ原電の組織風土、「一般目線への感度が低い」ため、公表の必要性を感じなかった。もう 1 つは、「大変な事態ではあるが協定上報告対象ではないので公表せず、何とか工事を進めよう」とした原電の思想の問題があったと思う。組織風土に問題があると判断せざるを得ないのは、「防火対策」のみではない、「新基準対応の工事」においても言えるのではないか、つまり稼働 45 年も過ぎて特に危険が多い東海第二原発を動かそうとする資格は、もはや原電には無いと言えると思うが、認識を問う。

[村長] 嚴重注意は火災の頻発を受けて発出したものだが、組織風土への言及は、原子力施設以外の部分を含め、事業活動全般に対する防火意識が不足していると考えたため。

一方で、安全性向上対策工事については、住民の関心が非常に高く、特に鋼製防護壁については、基礎部の状況や補強工事の内容にも注目が集まっていることから、事業者に対し安全管理の徹底はもとより、不測の事態が生じた際の適切な公表についてもしっかり対応するよう求めたところである。

なお、本件基礎工事については、原子力規制委員会において審査が行われるところでもあり、また、“高経年化原子炉に係る安全性確保のための制度”が見直され、東海第二発電所についても、新制度への対応が求められるものと認識しているのでその状況も踏まえた上で事業者の取組をしっかりと確認し、村として適切に対応してまいりたい。

(意見)

こうした状況下、適切な対応とは、村長が「再稼働すべきでない」という意思を明確に伝えることであるということ、申し述べておきます。



東海第二原発航空写真 2021年(赤旗)